
指定訪問看護/指定介護予防訪問看護

重要事項説明書

Important Information Guide and Contract Document

ご利用者名： _____ 様

株式会社 bondcare

いそどり訪問看護ステーション

〒536-0004 大阪市城東区今福西五丁目8番24号

電話 06-7777-6546 FAX 06-7632-2052

安心してサービスをご利用いただけるよう

本書面にて重要事項をご説明いたします

※この書面は2部作成し1部はご利用者様控え、1部は事業所控えといたします。

い ろ ど り 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 bondcare
代 表 者 氏 名	代表取締役 友沢 博
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒536-0004 大阪市城東区今福西五丁目 8 番 2 4 号 電話：06-7777-6542 FAX：06-7632-2052
法人設立年月日	令和 8 年 2 月 26 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	いそどり訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪市指定（2764490674）
事業所所在地	大阪市城東区今福西五丁目8番24号
連絡先 相談担当者名	電話:06-7777-6546 FAX:06-7632-2052 管理者:友沢 博
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市城東区、鶴見区、旭区、都島区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 bondcare(以下「事業者」という)が設置するいりどり訪問看護ステーション(以下「事業所」という)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運 営 の 方 針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2. 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4. 事業にあたっては、利用者の在住する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5. 指定訪問看護の提供の終了に関しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6. 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などを定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
休 業 日	土曜日、日曜日、祝日 12月29日～1月3日
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間、上記の営業日、営業時間のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	友沢 博
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護／指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常 勤 2 名 非常勤 4 名
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 2 名 非常勤 4 名
理学療法士等	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 0 名 非常勤 1 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 0 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	1. 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄等日常生活の世話 ④床ずれの予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療行為 2. 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕 3. 訪問看護報告書の作成
---------	---

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

① 医療保険における訪問看護の利用料・利用者負担額

【訪問看護基本療養費（Ⅰ）】 在宅での訪問看護を行った場合

サービス内容		医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
看護師等	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師等	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
理学療法士等		5,550円	555円	1,110円	1,665円
緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師（月1回を限度）		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

【訪問看護基本療養費（Ⅲ）】

入院中の患者が在宅療養に備えて一時的に外泊する際、自宅で訪問看護を行った場合

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

【乳幼児加算（訪問看護基本療養費）】

6歳未満の乳幼児に対して看護師等が指定訪問看護を行った場合

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
1日につき	1,400円	140円	280円	420円
1日につき（※1～3, ※4-2）	1,800円	180円	360円	540円

【訪問看護管理療養費】

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
2日目以降（1日につき）	3,010円	301円	602円	903円

【訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）】

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
令和8年6月～ 月1回	1,830円	183円	366円	549円
令和9年6月～ 月1回	2,880円	288円	576円	864円

【訪問看護医療DX情報活用加算】

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
月1回	50円	5円	10円	15円

【訪問看護物価対応料（Ⅰ）】

サービス内容		医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
令和8年6月～	月の初日	60円	6円	12円	18円
	月2日目以降（1日につき）	20円	2円	4円	6円
令和9年6月～	月の初日	120円	12円	24円	36円
	月2日目以降（1日につき）	40円	4円	8円	12円

【月単位で算定する主な加算】

サービス内容	医療料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（契約者のみ）	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算（Ⅰ） （人工呼吸器等を使用している場合）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ） （留置カテーテル等を使用している場合）	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費①②③（各）	1,500円	150円	300円	450円
精神科重症患者支援管理連携加算（イ）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算（ロ）	5,800円	580円	1,160円	1,740円

※ 上記は各1か月につき1回算定（訪問看護情報提供療養費①②③はそれぞれ）。

【訪問のつど算定する主な加算】

サービス内容	医療料金 (10 割)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急訪問看護加算（月 14 日目まで）	2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算（月 15 日目以降）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算（1 時間 30 分を超える訪問： 週 1 回、特定者は週 3 回）	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
早朝・夜間加算（6 時～8 時、18 時～22 時）	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22 時～翌 6 時）	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
乳幼児加算（厚生労働大臣が定める者）	1,800 円	180 円	360 円	540 円
乳幼児加算（上記以外）	1,300 円	130 円	260 円	390 円
難病等複数回訪問加算（2 回／日）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算（3 回／日）	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
複数名訪問看護加算（看護師等）週 1 日限度	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
退院時共同指導加算（1 回、特定疾病は 2 回）	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 （退院時共同指導加算に上乗せ）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算（退院日の訪問）	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算（月 1 回）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※ 利用者負担額は、保険種別・公費・高額療養費限度額等により異なる場合があります。上記以外の加算が算定される場合があります。詳細はご相談ください。

② 介護保険における訪問看護の利用料・利用者負担額

◆ 大阪市（地域区分：2 級地） ◆ 介護保険 1 単位単価：11.12 円 ◆ 利用者負担額は 1 円未満切り捨て

【訪問看護費】 看護師・保健師・助産師が訪問する場合

サービス内容	単位数	費用（10 割）	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	314	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円
30 分未満	471	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
30 分以上 1 時間未満	823	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円

【訪問看護費】 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問する場合

サービス内容	単位数	費用（10 割）	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分（1 日 3 回まで）	294	3,269 円	327 円	654 円	981 円

※ 看護職員の訪問回数を上回る場合は 1 回につき 8 単位を減算します。

【月単位で算定する主な加算】

サービス内容	単位数	費用（10 割）	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（24 時間連絡・緊急訪問体制あり、緊急実績の多い場合）	600	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（24 時間連絡・緊急訪問体制あり）	574	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円
特別管理加算（Ⅰ）（人工呼吸器等を使用している場合）	500	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円
特別管理加算（Ⅱ）（留置カテーテル等を使用している場合）	250	2,780 円	278 円	556 円	834 円
専門管理加算（特定行為研修修了者等による計画的管理）	250	2,780 円	278 円	556 円	834 円
初回加算（Ⅰ）（退院・退所当日の訪問）	350	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円
初回加算（Ⅱ）（初回の訪問看護）	300	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
退院時共同指導加算（1 回）	600	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）	250	2,780 円	278 円	556 円	834 円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円

【訪問の都度算定する主な加算】

サービス内容	単位数	費用（10 割）	1 割負担	2 割負担	3 割負担
夜間・早朝加算（18 時～22 時、6 時～8 時） ※所定単位数の 25%を加算	25%加算	－	－	－	－
深夜加算（22 時～翌 6 時） ※所定単位数の 50%を加算	50%加算	－	－	－	－
複数名訪問加算（Ⅰ）30 分未満の場合（看護師等と同行）	254	2,824 円	283 円	565 円	848 円
複数名訪問加算（Ⅰ）30 分以上の場合（看護師等と同行）	402	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
長時間訪問看護加算（週 1 回、特定疾患等の利用者は週 3 回）	300	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円

※ 夜間・早朝加算・深夜加算は基本サービス費の割合で計算するため訪問内容により異なります。

※ 上記以外の加算が算定される場合があります。ケアマネジャーまたは当ステーションへお問い合わせください。

※ 利用者負担額は高額介護サービス費等の制度により軽減される場合があります。

■ 費用のお支払いについて

・医療保険：各種健康保険・後期高齢者医療保険が適用されます。自己負担割合は保険証に記載されています。

- ・介護保険：要介護認定を受けた方が対象です。自己負担割合は介護保険負担割合証に記載されています。
- ・上記料金は令和8年6月1日改定後のものです。改定が行われた場合は改めてご説明いたします。

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 主治医により特別訪問看護指示書が発行され医療保険の訪問看護に切り替わった場合、その期間中は介護保険の訪問看護費から1日につき97単位（1,078円、1割負担107円・2割負担215円・3割負担323円）を指示期間の日数分減算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※ 「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の４月から当該年の３月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から８単位を減算します。また、前年の４月から当該年の３月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前６月間において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ・Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）及び看護体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ）のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から８単位を減算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（１時間以上１時間３０分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間３０分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から１４日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】

上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

③ 保険適用外（自費の訪問看護）の利用料・利用者負担額

【自費訪問看護費】 看護師・保健師・助産師が訪問する場合

サービス内容	時間内 (8時半～17時半)	早朝：6時～8時半 夜間：17時半～22時	深夜 22時～6時
平日（月～金）1時間以内	10,000 円	12,500 円	15,000 円
土・日・祝日 1時間以内	12,500 円	15,630 円	18,750 円
所定時間を超える訪問看護	5,000 円（1 回のご利用が 60 分を超えた場合 30 分毎）		
特別料金（死後の処置）	25,000 円		

【自費訪問看護費】 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問する場合

サービス内容	時間内 (8時半～17時半)	早朝：6時～8時半 夜間：17時半～22時	深夜 22時～6時
平日（月～金）1時間以内	10,000 円	12,500 円	15,000 円
土・日・祝日 1時間以内	12,500 円	15,630 円	18,750 円
所定時間を超える訪問看護	5,000 円（1 回のご利用が 60 分を超えた場合 30 分毎）		

4 その他の費用について

① 交通費	（介護保険、医療保険による訪問） 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合においても交通費は原則不要とするが、深夜緊急訪問（22 時～翌 6 時）の場合、必要に応じて交通費（タクシー代）実費を請求いたします。 （保険適用外による訪問） 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合においても交通費は原則不要とするが、深夜緊急訪問（22 時～翌 6 時）の場合や、悪天候時（警報発令時・台風接近時など）や災害発生時（地震・その他自然災害など）、自転車での訪問が危険だと判断される際には交通費（タクシー代）、駐車場代を実費を請求いたします。	
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
② キャンセル料	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	当日のご連絡の場合	1 提供当りの料金の 10%を請求いたします。

	ご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 引落名：カ）ボンドケア （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 友沢 博 イ 連絡先電話番号 06-7777-6546 同ファックス番号 06-7632-2052 ウ 受付日及び受付時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
---	---

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	友沢 博
虐待防止に関する担当者	村上 雄飛

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (5) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の
--------------------------	---

	適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者へ報告し利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険
補償の概要	人格権侵害、対人対物補償、施設危険など

1 3 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし交付に係る費用としてモノクロ1枚10円、カラー1枚50円を請求させていただきます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

1 7 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____（連絡先： _____）

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	保険の種類	利用料	利用者負担額
月			介護/医療/自費		
火			介護/医療/自費		
水			介護/医療/自費		
木			介護/医療/自費		
金			介護/医療/自費		
土			介護/医療/自費		
日			介護/医療/自費		
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	なし
②キャンセル料	重要事項説明書４－②記載のとおりです。

(4) １か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から１ヵ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【苦情申し立て窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は、担当職員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、適切な対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 いどろ訪問看護ステーション	所在地 大阪市城東区今福西五丁目8番24号 電話番号 06-7777-6546 FAX 番号 06-7632-2052 受付時間 8:30~17:30 (土日祝休み)
【区役所(保険者)の窓口】 お住まいの区役所 介護保険・福祉担当窓口	連絡先は大阪市ホームページまたは当事業所窓口にてご案内します
【市役所(保険者)の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央三丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)
【自費サービスの窓口】 大阪市消費者センター	所在地 大阪市住之江区南港北二丁目1番-10 アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟3階 電話番号 06-6614-0999 受付時間 10:00~17:00 (日祝休み)

- (3) 事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

2 1 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

2 2 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

2 3 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒536-0004 大阪市城東区今福西五丁目 8 番 2 4 号
	法人名	株式会社 bondcare
	代表者名	友沢 博
	事業所名	いそどり訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	〒 電話番号 （ ）
	氏名	⑩
代理人	住所	〒 電話番号 （ ）
	氏名	⑩ （続柄 ）